

北本市遠隔手話通訳利用について

新型コロナウイルス感染予防など、手話通訳者が同行できない場合に、スマートフォンなどを利用して手話通訳の対応を行います。

対象者

- ★市内に在住・在勤の聴覚障がい者、家族、関係者等
- ★新型コロナウイルス感染または感染の疑いのある人
- ★インターネットにつながるスマートフォンなど通信機器をお持ちの人

利用できる時間

- ★月曜から土曜
- ★8時30分～17時15分まで
- ★1回1時間を超えない範囲

利用料

★無料

※ただし、遠隔通訳に関わる通信料は、ご利用者様の負担となります。

利用するための準備

利用の依頼について

- ★医療機関の受診や治療等により、遠隔手話通訳を利用する場合は、手話通訳者派遣事務所へ遠隔通訳の依頼をしてください。
- ★依頼の際は、日時や場所のほかに、「コロナに関わる診察」「遠隔手話通訳」とお知らせください。

通信機器について

- ★スマートフォンやタブレットなどの通信機器をご用意ください。
無料アプリ【ウェブエックス (webex)】のダウンロードが必要です。
- ★インターネットの通信料は、自己負担となります。
(遠隔通訳中は、通信料がたくさんかかりますので、通信機器の契約状況を確認してください)
- ★スマートフォンやタブレットは、しっかり充電したものをご用意してください。
- ★スマートフォンなどを置くスタンドがあると便利です。

医療機関に受診、治療を行うとき

手話通訳者派遣事務所



聴覚障がい者



医師

聴覚障がい者



北本市社会福祉協議会
手話通訳者

市役所内

北本市役所で、手続きや相談などがある際に、手話通訳を必要とする場合、通信機器（パソコン）等を利用して遠隔での手話通訳対応を行います。

利用の方法

- 北本市役所の窓口で**手話通訳（遠隔手話通訳サービス）**を利用したいとお伝えください。
- 利用時間は、1回1時間を超えない範囲となります。

市役所窓口での
手続き、相談のとき

手話通訳者派遣事務所



案内図



社会福祉法人北本市社会福祉協議会

（北本市総合福祉センター内）

〒364-0034

北本市高尾1-180

電話 593-2961

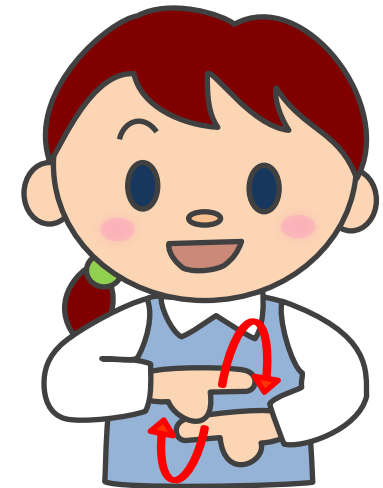
FAX 592-6460

メール kitasyuwa@mb.jnc.ne.jp

手話通訳者が事務所にいる時間

月～土曜日 8時30分～17時15分

遠隔手話通訳 のしおり



社会福祉法人
北本市社会福祉協議会